

連帯納税義務者に対する納税告知及び督促事務処理要領

第1 趣旨

連帯納税義務に係る固定資産税・都市計画税においては共有者代表、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については被保険者（以下、共有者代表と被保険者をあわせて「納税義務者」という。）に対して納税の告知を行っているが、事案によっては他の連帯納付義務者（以下「連帯納税義務者」という。）に対して納付を求め、差押え等の滞納処分を行わなければ滞納整理が進まない場合がある。

ところが、連帯納税義務者に対しては、納税の告知を行ってその者の納税義務を具体的に確定させた後でなければ納付を求めることができず、さらに督促を行った後でなければ滞納処分を行うことができない。

このような不都合を解消するため、この要領は、連帯納税義務者に対して行う納税の告知及び督促の事務処理に関し必要な事項を定めたものである。

※この要領において、市税における「納税」、「本税」は各料金において「納付」、「本料」と読み替える。

第2 連帯納税義務者に対する納税の告知を要する場合

次のいずれかに該当するときは、連帯納税義務者に対する納税の告知（以下「連納告知」という。）を行う。

- (1) 納税義務者からの徴収が困難であり連帯納税義務者から滞納処分による徴収の見込みがあるとき又は公売を前提に差押えを執行しようとするとき。
- (2) 連帯納税義務者に対する連帯債権の消滅時効が年度中に完成すると見込まれるとき。

※ (2)については、納税義務者から債務承認や一部納付を受けるなどして債務の承認を受け、あるいは納税義務者に対する差押えを行っても、そのことによる時効更新及び完成猶予の効力は連帯納税義務者には及ばない。

※ 介護保険料と後期高齢者医療保険料については、賦課期日における世帯主及び配偶者のみ請求できる。ただし、介護保険料において、年度途中に世帯主が変更になった場合、新しい世帯主は世帯変更があった月の前月までの世帯の保険料に未納があったときには、その部分を含めて納付義務を負うこととするのが適当である。（介護保険の実務、平成27年8月版参照）

第3 連納告知の依頼（東西納税第一課及び東西納税第二課（以下、「納税第一課及び納税第二課」とする。））

- (1) 納税第一課及び納税第二課は、前記第2（1）及び（2）に該当する場合は、課長決裁後、固定資産税・都市計画税においては「固定資産税・都市計画税連帯納税義務者告知依頼書」、介護保険料においては「介護保険料連帯納付義務者告知依頼書」、後期高齢者医療

保険料においては「後期高齢者医療保険料連帯納付義務者告知依頼書」（別記第1～3号様式。以下「連納告知依頼書」という。）により、連納告知を行うことを資産税課、法人課、介護保険管理課または健康保険課に依頼する。

なお、納税第一課及び納税第二課は、必要に応じて、資産税課、法人課、介護保険管理課または健康保険課に対して連納告知を行うに至った経緯を説明する。

(2) 連納告知を依頼する際、次の事項に留意する。

ア 連帯納税義務者への連納告知前に本税を完納し確定した延滞金の未納分は、納税義務者のみに納付義務があるので、連納告知の対象外となる（後記第6、1参照）。

イ 別記第1～3号様式「連納告知依頼書」中の「調定年度」「調定月」「課税年度」欄は、次のように記載する。

(ア) 定期課税分は、「調定年度」（当初の納税義務者の調定年度と同じ年度）のみを記載する。

※ 例えば、納税義務者に平成19年4月に納税告知した平成19年度分の市税を平成20年10月に連帯納税義務者に連納告知するときは、「調定年度」欄に「19」を記載する。

(イ) 随時課税分は、「調定年度」欄だけでなく、「調定月」欄と「課税年度」欄にも記載する。

※ 例えば、本来平成18年度に課税すべきであった平成18年度分の市税を平成19年10月に納税義務者に納税告知したものについて、平成20年10月に連帯納税義務者に連納告知するときは、「調定年度」欄に「19」を、「調定月」欄に「10月」を、「課税年度」欄に「18」を記載する。

ウ 別記第1～3号様式「連納告知依頼書」中の「希望する指定納期限」欄は、資産税課、法人課、介護保険管理課または健康保険課への依頼日から2週間後に資産税課、法人課、区保健福祉センター高齢障害支援課または区市民総合窓口課が納税通知書を発送することを前提として後記第4（5）イによって設定される納期限を記載する。

※ なお、納期未到来分については既存の納期を指定納期限とするため、記載不要。

第4 連納告知及びその報告（資産税課、法人課、介護保険管理課（区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室）、健康保険課（区市民総合窓口課）

1 告知

(1) 前記第3により連納告知の依頼を受けた資産税課及び法人課においては課長決裁後に「固定資産税・都市計画税納税通知書」、介護保険管理課経由で依頼を受けた区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室においては室長決裁後に「介護保険料納入通知書」、健康保険課経由で依頼を受けた区市民総合窓口課においては課長決裁後に「後期高齢者医療納入通知書」（別記第4～6号様式。以下「連納告知書」という。）によって

連納告知を行う。

(2) 連納告知を行う際、次の点に留意する。

ア 「お知らせ」(別記第7～9号様式)を作成し、同封する。

イ 納付書は、原則として、二重納付を避けるため同封せず、後記第5、2(1)のとおり、連納告知後に納税第一課及び納税第二課が送付する。

※ 連帯納税義務者が1人である場合は、二重納付のおそれはないので、納付書を同封しても差し支えない。

ウ 通知書番号(または被保険者番号)は、納税義務者に発した通知書番号(または被保険者番号)と同じものとする。

エ 連納告知書の送付は、原則として特定記録郵便により行う。

オ 連納告知は、前記第3の依頼を受けてから2週間以内に行う。

(3) 連納告知書の「納税者」欄は、次のように記載する。

ア 固定資産税・都市計画税

| |
|-------------------------------|
| 千葉県〇〇区〇〇町〇-〇-〇 千葉B次郎 外〇名 様 |
|-------------------------------|

イ 介護保険料及び後期高齢者医療保険料

| |
|---------------------------|
| 千葉県〇〇区〇〇町〇-〇-〇 千葉B次郎 様 |
|---------------------------|

※告知の対象となる連帯納税義務者の住所・氏名を記載する。

(4) 一部納付している場合は、次のように記載する。

ア 固定資産税・都市計画税

「(M) 納付済」欄に当該一部納付額を記載する。

イ 介護保険事業及び後期高齢者医療保険料

「期別保険料額」から一部納付額を差し引いて、「納付すべき額」に残額を記載する。

(5) 連納告知書の納期限の設定に当たっては、次の点に留意する。

ア 過年度分の連納告知においては、納税義務者に対して数回の納期に分けて告知されている債権について、連帯納税義務者に対しては未納額全体を1回の納期を定めて告知を行う。つまり、定期課税分については一調定年度の債権を、随時課税分については一調定年度・調定月・課税年度の債権を一債権とするものである。

一方、現年度分の連納告知においては、納期が過ぎたものについては未納額全体を1回の納期を定めて告知を行い、納期未到来のものについては既存の納期限にしたがって納期を分けて告知する。

イ 納期限は、原則として次のとおり設定する。

(ア) 発送日が15日(12月の場合は10日)以前であるときは、その月の末日(12月の場合は25日)とする。

(イ) 発送日が16日(12月の場合は11日)以後であるときは、その翌月の末日(翌月が12月の場合は25日)とする。

(ウ) 納期未到来のものについては、既存の納期限を記載する。

2 納税の告知を行った旨の通知

資産税課、法人課、介護保険管理課または健康保険課は、連納告知後、「連帯納税義務者告知済通知書」(別記第10～12号様式)によって、連納告知を行った旨を納税第一課及び納税第二課に通知する。

第5 連帯納税義務者からの徴収事務(納税第一課及び納税第二課)

1 連納告知の登録

納税第一課及び納税第二課は、統一滞納管理システムに連帯納税義務の登録を行い、必要に応じて交渉記録に連帯納税義務者のうちの誰に対していつ連納告知を行ったか(連納告知書発送日と告知対象者)を次のように記録する。

なお、この記録は、後日、時効更新等が争われたときに重要となる。

| |
|---|
| ○年○月○日、共有者千葉B次郎・千葉C三郎・千葉D子の3名に対して連納告知を行った。詳細は、○年○月○日付けの連帯納税義務者告知済通知書参照。 |
|---|

2 納付書の作成・送付

(1) 連納告知後、納税第一課及び納税第二課は、連帯納税義務者の現況と納税意思に基づいて、納付書を作成して送付する。

(2) 納税第一課及び納税第二課は、連帯納税義務者から「自分の持分部分(負担部分)しか払わない」と主張された場合は、とりあえずその負担部分と主張されている部分の滞納市税等のみの納付書を発行して送付する。

この場合において、納税第一課及び納税第二課は、必ず、連帯納税義務者に対して次のように説明する。

ア 連帯納税義務者である以上、固定資産税、都市計画税においては地方税法第10条の2第1項、介護保険料においては介護保険法第132条第2項及び同法同条第3項、後期高齢者医療保険料においては高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項及び同法同条第3項の規定により、連帯納税義務者それぞれが全額(別の連帯納税義務者の負担部分を含めた全額)の納付義務を負う。

イ したがって、あなたが負っている債務はあくまでも滞納市税等の全額であり、今回あ

あなたが自分の負担部分を納付しても、それは一部納付にしかない。

ウ よって、最終的に連帯納税義務者全体で全額納付がなされなければ、あなたが滞納処分（あなたの財産の差押え等）を受けることがある。

3 差押え等の記録

納税第一課及び納税第二課は、連帯納税義務者に対して差押えを行った場合や、連帯納税義務者から債務承認を受けた場合は、統一滞納管理システムの交渉記録に次のように記録する。

○年○月○日、連帯納税義務者のうち千葉B次郎に対して差押えを行った。詳細は、同日付け差押調書参照。

○年○月○日、連帯納税義務者のうち千葉B次郎から債務承認書の提出を受けた。詳細は、同日付け債務承認書参照。

※ 納付（どの連帯納税義務者からいついくら納付があったか）の記録は、必要に応じて納税管理課収納班に問い合わせることにより確認できるため、不要である。

4 督促

(1) 督促状の発送

ア 固定資産税・都市計画税

連納告知を受けた連帯納税義務者が納期限までに完納しないときは、納税第一課及び納税第二課は、連帯納税義務者全員に対し、速やかに「督促状」（別記第13号様式）によって督促を行う。

イ 介護保険料及び後期高齢者医療保険料

連納告知を受けた連帯納付義務者が納期限までに完納しないときは、納税第一課及び納税第二課は、「督促状」（別記第14～15号様式）及び「督促状発送依頼書」（別記第16～17号様式）を作成し、介護保険管理課及び健康保険課に対して督促状の発送依頼を行う。介護保険管理課経由で依頼を受けた区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室においては室長決裁後に、健康保険課経由で依頼を受けた区市民総合窓口課においては課長決裁後に督促を行う。

(2) 督促状の指定納期限は発送日の10日後とする。

(3) 督促状の送付は、原則として特定記録郵便により行う。

5 督促の記録

納税第一課及び納税第二課は、督促後、統一滞納管理システムの交渉記録に、誰に対して

いつ督促を行ったのか（督促状の発送日及び対象者）を次のように記録する。

※ この記録は、後日、滞納処分的前提となる督促が行われていたかどうか争われたときに重要となる。

○年○月○日、連帯納税義務者千葉B次郎・千葉C三郎・千葉D子の3名に対して督促を行った。詳細は、○年○月○日付けの督促状の写し参照。

第6 延滞金の取扱い（納税第一課及び納税第二課）

延滞金の算定に当たっては、次の点に留意する。

- 1 納税義務者及び連帯納税義務者のいずれも、各人の納期限の翌日から本税完納に至るまでの間の延滞金の納付義務を負う。したがって、連帯納税義務者は、納税義務者の納期限の翌日から連帯納税義務者の納期限までの間の延滞金の納付義務を負わない。

※ 例えば、A、B、C 3人の共有地について毎年30万円の固定資産税が課税されとする。この場合、Aに対して平成19年4月に納税告知を行い、納期を5月1日、7月31日、12月25日、2月29日と定めた場合、Aが負担しなければならない延滞金は、各納期の翌日以降に発生するものとなる。一方、BとCに対して平成20年5月に納税告知を行って納期限を同年5月31日と定めた場合、BとCがそれぞれ負担しなければならない延滞金は、納期限の翌日の同年6月1日以降に発生するもののみとなる。

この場合、Aに80、B・Cに30の延滞金納付義務があるというときは、Bが30を払っても、Aには差額50の納付義務が残る。

- 2 延滞金の納付義務を負う期間が重なる部分については、納税義務者及び連帯納税義務者のそれぞれの延滞金納付義務は、相互に連帯債務の関係にある（連帯納税義務者の負担部分に係る延滞金も納付する義務がある。）。

※ 前記1の例でいえば、A、B、Cが納付義務を負う期間が重なる延滞金は、平成20年6月1日以降に発生するものとなり、この部分については、A、B、Cそれぞれが未納本税全額に対する延滞金について納付義務を負うため、市は、A、B、Cの誰に対してもその全額を請求することができる（ただし、BとCの納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の延滞金の割合が、「A」と「BとC」では異なることに注意）。

- 3 前記第4、1（5）のとおり、連納告知においては、定期課税分については一調定年度の債権を、随時課税分については一調定年度・課税月・相当年度の債権を一債権とすることがあるため、連帯納税義務者の延滞金をその告知額を基礎として算定すると、納税義務者の延滞金（統一滞納管理システムの算定額）と異なる額が算定されることがある。このため、連帯納税義務者の延滞金の算定は、次のように行うものとする。

- （1）納税義務者の滞納本税が2回以上の納期に係るものであるときは、連帯納税義務者に対する告知額も、納税義務者と同様に当該各納期に分割されているものとして算定する。

※ 前記1の例でいえば、Aに対しては30万円を7万5千円ずつ4回に分けて納付するよう告知していたものを、BとCに対してはこれを一つにまとめて30万円全額を平成20年5月31日までに一括納付するよう告知するため、延滞金の納付義務を負う期間が重なる部分の算定は、Aについては各期

ごと（7万5千円ごと）に延滞金が算定され、BとCについては30万円全体に対して延滞金が算定されてそれぞれ端数処理等が行われる結果、同じ期間の同じ利息の延滞金であっても、連帯納税義務者同士で算定結果に誤差が生じてしまう。このような不都合を解消するため、BとCの延滞金も、便宜的に、Aに合わせて、各期ごと（7万5千円ごと）に分割して算定する。

（2）前記（1）に該当しない場合は、告知額を基礎税額として延滞金を算定する。

※ 例えば、Aに対して平成18年度分の固定資産税を平成19年度になって一つにまとめて随時課税により告知したものを平成20年度になってさらにBとCに連納告知した場合などがこれに当たる。この場合は、Aのような算定上の誤差は生じない。

（3）延滞金の算定は、「統一滞納整理事務マニュアル」の「I 基礎編」の「第11 延滞金」に従って端数処理等を行う。

第7 時効の更新の取扱い（納税第一課及び納税第二課）

1 連納告知は、原則として、連帯納税義務者全員に対して行わなければならない。理由は、一部の連帯納税義務者にしか連納告知を行わなかった場合、連帯納税義務者ごとに時効更新する者がでてくるなどして、債権管理が極めて難しくなるからである。

※ 例えば、A、B、C3人の共有地（持分1/3ずつ）があり、その固定資産税30万円について当初の納税義務者であるAにのみ納税の告知を行った。ところが、Aが納付しないため、Bのみに連納告知を行ったが、Bも納付しないため、Bに対してさらに督促も行ったとする（Cには依然として何もしていない）。

この場合、一人の連帯納税義務者に対して行った納税の告知及び督促は、他の連帯納付義務者には及ばない。

2 納税第一課及び納税第二課は、連帯納税義務者に対して督促を行った場合は、これによって納税義務者の時効は更新しないため（「国税通則法精解」第8条関係参照）、納税義務者の統一滞納管理システム上の時効消滅時期の状況、納税義務者に対するその他の時効更新の措置の予定等を総合的に勘案して、時効管理に留意すること。

第8 文書管理

連納告知及び連帯納税義務者に対する督促に関する文書は、文書の種類ごとではなく、「連納告知関係書」として納税義務者ごとにまとめて納税義務者名で迅速に検索できるような状態で整理し、最後に作成又は收受した文書の作成日又は收受日から5年間保存する。

なお、債務承認書や差押調書等の原本を債務承認書ファイルや差押調書ファイルに保存する場合においても、その写しを連納告知関係書に保存するものとする。

第9 様式等

- (1) 連納告知事務フロー図
- (2) 別記第1号様式 固定資産税・都市計画税納税通知書連納告知依頼書
- (3) 別記第2号様式 介護保険料連帯納付義務者告知依頼書
- (4) 別記第3号様式 後期高齢者医療保険料連帯納付義務者告知依頼書
- (5) 別記第4号様式 固定資産税・都市計画税納税通知書
- (6) 別記第5号様式 介護保険料納入通知書
- (7) 別記第6号様式 後期高齢者医療保険料納入通知書
- (8) 別記第7号様式 固定資産税・都市計画税（お知らせ）
- (9) 別記第8号様式 介護保険料（お知らせ）
- (10) 別記第9号様式 後期高齢者医療保険料（お知らせ）
- (11) 別記第10号様式 固定資産税・都市計画税連帯納税義務者告知済通知書
- (12) 別記第11号様式 介護保険料連帯納付義務者告知済通知書
- (13) 別記第12号様式 後期高齢者医療保険料連帯納付義務者告知済通知書
- (14) 別記第13号様式 固定資産税・都市計画税（督促状）
- (15) 別記第14号様式 介護保険料（督促状）
- (16) 別記第15号様式 後期高齢者医療保険料（督促状）
- (17) 別記第16号様式 介護保険料督促状発送依頼書
- (18) 別記第17号様式 後期高齢者医療保険料督促状発送依頼書

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。なお、平成12年4月1日から施行されていた「連帯納税義務者に対する滞納処分執行の前提事務要領」は、この要領の施行に伴い廃止する。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。